

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第106号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年7月4日（日） 13時35分ごろ	
発生場所	愛知県常滑市小鈴谷港大谷北防波堤灯台から真方位341° 700m付近 （概位 北緯34° 50.8′ 東経136° 51.7′）	
事故等調査の経過	平成22年7月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ^{チー} CHI ^{チー} CHI 3、0.2トン 240-61209愛知、個人所有 B 水上オートバイ サーガラ ^{ブイ} V ^{エックス} X 3、0.1トン 240-60207愛知、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型船舶操縦士 B 船長B、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者） B なし	
損傷	A 右舷後部にき裂 B 船首部に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aが後部座席にウェイクボードを所持した2人を乗せて常滑市大谷地区の沖を航行中、同乗者が同ボードを海面に落とした。 船長Aは、機関を止めて漂泊し、A船から約10メートル離れたところで泳ぎながら同ボードの回収作業を行っていた。 B船は、船長Bが後部座席に2人を乗せ、大谷地区の沖を時速約3.5kmの速力で遊走中、同乗者2人が落水した。 船長Bは、後方の落水者に注意を向けたのち、前方を見たところ至近にA船を視認したが、A船を避けることができなかった。 両船は、平成22年7月4日13時35分ごろ、A船の右舷船尾部とB船船首部が衝突した。 衝突の結果、A船の後部座席同乗者1人が、下腿部座減創を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好	
その他の事項	両船長及び両船の同乗者は、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし、B あり A なし、B なし なし A船は漂泊中、B船は遊走中、大谷地区沖において、衝突したものと考えられる。 船長Aは、海面に落としたウェイクボードを泳いで回収していたため、A船を離れていたものと考えられる。 船長Bは、後方の落水者に注意を向けていて衝突直前にA船に気付いたことから適切な見張りを

	行っていなかったものと考えられる。
原因	本事故は、大谷地区沖において、A船が漂泊中、B船が遊走中、船長Bが落水者に注意を向けていて適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。